

J R 東海労幹関西地「申」第11号
2 0 1 8 年 1 0 月 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「台風による交通障害」に関する申し入れ

9月4日、台風21号が近畿地方を襲い甚大な被害をもたらした。

台風が昼過ぎに大阪地方を通過することから、J R 西日本をはじめ近畿地方の各公共交通機関は前日3日に、「全日」または「午後」からの運休を発表した。

その影響により、鳥飼基地で働く夜勤勤務の社員は何時間も前から早目の出勤を余儀なくされたり、電車が全て動かなかつたために出勤出来ずに自宅待機（その後、通勤障害）となった社員も存在した。また、日勤退出後、帰宅困難になった社員も多数、存在した。

そのような中、大阪仕業検査車両所でも社員の出勤について、会社の無責任な指示、不誠実な対応があったことが明らかになった。本来、社員の安全を確保するのは会社の責務であり、たとえ通勤時といえどもその責任が変わるものではないと考える。

今回の交通障害時における社員の出勤・退出を巡って、労働組合として看過出来ない多数の問題点が浮き彫りになった。「安全最優先」を謳うJR東海においてあってはならない事と強く考える。

よって、今後、社員が交通障害時でも安心して出退勤できるように下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 会社は、社員の通勤経路を把握していながら、交通障害時の通勤方法について、社員からの問い合わせに「公共交通機関を利用して最善の努力をして下さい」としか答えない不誠実な対応をしたのはなぜか明らかにすること。
2. 会社は、一般掲示にて、コインパーキング料金の申請を認めている内容を掲出している。公共交通機関利用社員でも交通障害時のマイカー出勤を認めたということか明らかにすると。
3. 今回、マイカー出勤を希望した社員に対し、職場の駐車場が空いているにも関わらず、なぜ許可しなかったのか明らかにすること。

4. 職場の駐車場に止めていた車両（車、バイク、自転車等）が今回の台風により、損害を受けた。この補償等はないのか明らかにすること。また今後、同様の損害を受けないための対策を明らかにすること。
5. 前日から公共交通機関の運休が発表されていた。会社は日勤者の帰宅対策を取っていたのか明らかにすること。
6. 帰宅困難者について、会社は寝室や食事等の対策を取っていたのか明らかにすること。
7. 会社は、社員の通勤経路を把握しているにもかかわらず、あらかじめ帰宅困難の可能性があった社員に対して、帰宅に関して相談したのか明らかにすること。
8. 当日、異経路や公共交通機関の復旧の遅れ等により、帰宅が何時間も遅くなった社員がいる。この時間の補償を行うこと。
9. 公共交通機関の運休により、早期出勤した社員がいる。この時間の補償を行うこと。
10. 公共交通機関が運休したため、家族や知人等にマイカーで送ってもらった社員がいる。これらの自主的な努力に対する補償を行うこと。
11. 業務終了後に帰宅困難者となることが容易に想定される社員に対して、出勤させず自宅待機を指示しなかったのか明らかにすること。
12. タクシー利用について各職場で違いがある。タクシー利用についての基準を明らかにすること。

以上